

障害者総合支援法(総合支援法)に係る補装具Q&A

Q1 仕事中の事故で、車椅子が必要になりました。総合支援法による支給は可能ですか？

総合支援法は、介護保険や労働者災害補償保険法など他の制度によって支給を受けられる場合は、他の制度が優先されます。この場合は、まず労働者災害補償保険法による申請を御検討下さい。



Q2 これまで総合支援法により車椅子の支給を受けていました。今年、65歳になりました。

今後は、介護保険の適用となるのですか？

レディメイド車椅子(既製品)を使用する場合は、介護保険の対象になります。オーダーメイド車椅子を使用する場合は、総合支援法の対象になります。

Q3 脳梗塞後遺症のため、入院中に治療用として製作した下肢装具が退院後に破損しました。

総合支援法による申請は、可能ですか？

身体障害者手帳(下肢機能障害)をお持ちであれば、総合支援法による支給が可能です。お住まいの市町村窓口で申請してください。

Q4 治療用装具とは、どんなものですか？

治療用装具は、症状の回復及び改善を図るために、治療の段階で医療機関により処方されるもので、リハビリのために製作する装具や義足なども含まれます。治療の一環にあたるため総合支援法での支給対象になりません。

Q5 18歳以上になつたら補装具の支給は、更生相談所の判定が必要と聞きました。

18歳未満の人は、身体障害者手帳の障害と一致する補装具であれば、医師の意見書等を参考に市町村が支給を決定します。18歳を迎えて以降の補装具の支給は、更生相談所(身体障害者相談センター)が判定した結果を基に市町村が最終的に支給決定を行うことになっています。

Q6 義足のソケットが合っていないため、業者にみてもらった結果、修理が必要と言われたがどうすれば良いですか？

義足のソケット交換が必要な場合は、更生相談所での判定が必要です。市町村窓口で、判定の手続きをしてください。修理の場合、補装具によっては、判定が省略できるものもあるため、窓口に相談してください。

Q7 補聴器を使用するとよく聴こえるようになると思っていたのに、まわりの雑音がうるさくて聴きづらいです。

補聴器は、言葉だけでなく、周囲の音も拾うため、雑音が気になることもあります。あまり気になるようでしたら、購入した店で調整をしてください。

* 補装具の申請手続等で御相談がある場合は、まず、お住まいの市町村の福祉課にお問い合わせください。

* 詳しくは身体障害者相談センターのホームページをご覧ください。



re habilis

令和3年10月発行 Vol.22



宮崎県身体障害者相談センター
(高次脳機能障がい総合相談・支援拠点機関)
〒880-0032 宮崎市霧島1丁目1-2
TEL : (0985) 29-2556 (代)
FAX : (0985) 31-3553
<https://www.shinsyocenter-miyazaki.com>

ハビリスの名は、リハビリテーションの語源である、ラテン語の、re(再び) + habilis(適した、ふさわしい) + ation(状態にする)から採ったものです。

目次

- ★障がい者への配慮のための「ピクトグラム」について
- ★聴こえとことばの相談「ひだまり」について
- ★高次脳機能障がい相談窓口について
- ★障害者総合支援法に係る補装具についてのQ(質問) & A(回答)

御存じですか? 障がい者への配慮のためのピクトグラム

東京オリンピック開会式で世界の注目を集めたピクトグラム(視覚記号/マーク)ですが、街中には、障がい者への配慮や支援のために考案されたものが、数多く表示されています。

もし、これらを見かけた時は、障がいをお持ちの方への配慮について、御理解と御協力をお願いします。
※掲載のマークは一例です。



障がい者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。



盲人のための国際シンボルマーク

視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。



身体障がい者標識 (身体障がい者マーク)

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。



ほじょ犬マーク

Welcome!
ほじょ犬

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。盲導犬、介助犬、聴導犬が該当します。
公共の施設、交通機関、商業施設(デパート、ホテル、飲食店等)は、補助犬の同伴を受け入れる義務があります。



オストメイト用設備/ オストメイト

オストメイトとは人工肛門・人工膀胱を造設し排泄機能に障がいのある方のことをいいます。
このマークはオストメイトの為の設備(トイレ)があること及びオストメイトであることを表しています。



ハート・ プラスマーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。
身体内部に障がいのある方は、外見からは分かりにくいため、障がいへの配慮について御理解・御協力をお願いします。



手話マーク



筆談マーク

耳が聞こえない人、言葉に障がいのある人などがこれらのマークを提示した場合「手話・筆談で対応をお願いします。」という意味です。
窓口等に掲示してある場合は「手話・筆談で対応します。」という意味になります。



第8回国民スポーツ大会 2027 第26回全国障害者スポーツ大会

ひだまり～聴こえことばの相談～

当センターでは、聴こえやことばについて、心配をお持ちの方を対象に聴力検査やことばに関する相談、発達状況の検査などを行っています。ここ数年、幼児のことばの相談件数が増えています。

はじめて相談を受ける方には、まず、心理相談・評価、次に言語相談・評価、聴力検査を受けていただき、総合的に判断し説明・アドバイスを行います。

心理相談・評価

ご家族の方から、お子さまの様子や生育の経過をお伺いし、必要に応じて発達検査、知能検査等を行っています。それらの情報から発達の遅れがあるかなど、さまざまな能力の傾向を知ることができます。

言語相談・評価

ことばの発達の状態や発音の様子などの相談・検査を行っています。最初に、ことばの遅れや発音の不明瞭さが、聴力の低下から来るものなのか、発達的な問題から来るものなのかを調べます。そして、今のお子さまの状態を説明し、今後の療育に役立てていけるよう、声かけや関わり方についてのアドバイスを行います。また、発音については、ご自宅でできるお口の体操などの指導を行います。

聴力検査

幼児を対象に種々の検査装置によって、年齢や発達に応じた検査を行っています。特に自分で意思表示のできない時期の幼児や発達遅滞のあるお子さまは、特別な検査機器「聴性脳幹反応検査機器(ABR)」を使って測定することもできます。

- 3歳半健診で、ことばの遅れを指摘された
- 発音がおかしい。呼んでも返事をしない
- 同じことを何回も聞きかえす・・・などの相談で当センターを利用される方が多くなっています。



- 日 時：毎週火曜日 午後1時から午後3時まで
(都合により、日時が変更する場合があります。)
- 内 容：聴力検査・発達検査・言語評価
*相談や検査は無料です。
*予約制ですので、事前にご連絡ください。

電話：0985-29-2556

高次脳機能障がい相談窓口のご案内

頭のケガや脳の病気の後からこんな症状でお困りではありませんか？

記憶障害

- 約束を忘れてしまう
- 新しいことを覚えられない等

注意障害

- 集中力が続かず気が散りやすい
- 作業のミスが多い等

遂行機能障害

- 作業の段取りが組めない
- 物事の優先順位がつけられない等

社会的行動障害

- 感情抑制ができず怒りやすい
- 場の雰囲気に無頓着で思ったとおりに行動する等

お困りの症状・・・もしかしたら、
脳が損傷したことで生じる「高次脳機能障がい」かもしれません。

「高次脳機能」とは、脳の機能のうち、人間ならではの高度な脳の働きで、
注意を払ったり、記憶・思考・判断を行ったりする機能を指します。

当センターでは、ご相談をお受けしています。

電話相談

☎ 0985-29-2556
月～金(祝日・年末年始は除く)
午前9時～午後3時30分

面接相談

要予約
火曜日 午前9時30分～12時
水曜日 午前9時30分～午後3時

お知らせ

- ▶ 高次脳機能障がい家族会「あかり」は仲間同志が思いを共有しながら活動する団体です。
第3土曜日午後に定例会を開催しています。（家族会連絡先☎090-6421-1192）
- ▶ 7月1日、支援拠点機関である宮崎大学医学部附属病院で高次脳機能障がいの外来診療が始まりました。予約が必要ですので病院のホームページをご確認ください。
- ▶ 令和4年1月30日(日)13時から「令和3年度第2回 高次脳機能障がい研修会」を開催予定です。
詳細は12月に当センターのホームページに掲載を予定しています。
講演1 「高次脳機能障がい 神経心理学リハビリテーション（仮題）」
講 師：中央大学講師 公認心理師 臨床心理士 山口加代子氏
講演2 「高次脳機能障がい 就労支援の現状（仮題）」
講 師：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮崎支部

上記の「あかり」の会、研修につきましては新型コロナの影響で変更が予想されますので、
お問い合わせをお願いします。☎0985-29-2556 担当：黒木